

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に係る当社の態勢について

東京ハッシュ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に係る運営方針を以下のとおり定め、マネロン・テロ資金供与防止態勢を整備し、業務を遂行しています。

1. マネロン・テロ資金供与の防止に係る運営方針

当社は、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネロン・テロ資金供与の防止を図ることが暗号資産交換業者としての重要な責務であり、また、当社の経営の重要課題の一つと捉え、マネロン・テロ資金供与防止のための適切な態勢を整備し、その実効性を確保いたします。

2. マネロン・テロ資金供与の防止に係る当社の態勢

(1) 組織体制

- ① 当社は、取締役会の主体的かつ積極的なマネロン・テロ資金供与対策への関与の下、マネロン・テロ資金供与の防止に係る責任者・担当者の役割及び責任を明確にし、3つの防衛線に基づく関係部署の適切な連携により全社で一元的な管理が行える社内態勢を構築しています。
- ② 取締役会は、マネロン・テロ資金供与の防止に係る統括管理責任者（担当役員）として代表取締役社長を任命し、マネロン・テロ資金供与の防止・リスク低減策等を検討する会議体としてコンプライアンス委員会を設定するとともに、コンプライアンス部をマネロン・テロ資金供与防止の統括管理部署としています。
- ③ コンプライアンス部は、各部署と連携し、マネロン・テロ資金供与の防止・リスク低減策を立案・推進するほか、定期的及び必要に応じてリスク評価の見直しを行いコンプライアンス委員会に報告します。また、取引時確認及び疑わしい取引の調査を主導し、疑わしい取引の届出を行うとともに、定期的に役職員に対する教育研修を実施しています。

(2) 社内規程の整備

当社は、マネロン・テロ資金供与の防止に関する社内規程として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する実務基準」「疑わしい取引に係る調査手順書」「取引時確認に係る基準」等の社内規程を整備しています。また、マネロン・テロ資金供与に関する社会情勢の変化、国際的又は国内における取組み状況等を踏まえて、定期的及び適時にこれらの規程の見直しを行い、業務の実効性の維持・向上に努めています。

(3) リスクベース・アプローチに基づくリスク管理

- ① 当社は、直面するマネロン・テロ資金供与リスクに対し、リスクの特定及び評価を行い、リスク評価書（特定事業者作成書面）を作成しています。また、そのリスク評価結果を基にリスクの低減策を講じる等、リスクベース・アプローチに基

づく適切なリスク管理を行っています。

② 当社は、リスクの特定・評価及び低減策について、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行っています。

(4) 取引時確認及び確認記録の保管

当社は、お客様との取引開始時に加えて、既に取引関係にあるお客様についてもお客様の取引内容・リスク等に応じて法令等に基づく取引時確認（当社の定める本人確認書類等の確認及び登録住所へ転送不要郵便での取引関係文書の送付）を実施し、確認記録を作成・保管（取引終了後7年間）しています。

(5) フィルタリング

当社は、反社会的勢力のリスト、各国の開示する経済制裁措置の対象者リスト及びネガティブ情報をもとにフィルタリングを行い、反社会的勢力等の排除を行っています。

(6) 取引モニタリング

当社は、暗号資産の取引、金銭の入出金名義及び暗号資産の送付元・送付先ウォレットアドレスのモニタリング等を行い、疑わしい取引の検知・排除を行っています。

(7) 疑わしい取引の届出

当社は、取引モニタリング・フィルタリング等において検知された疑わしい取引に関する情報を、統括管理部署を介して統括管理責任者に集約し、疑わしい取引の届出を適切に行っています。

(8) 教育研修

当社では、マネロン・テロ資金供与の防止に関する理解と重要性の意識を醸成するため、全役職員を対象に次の研修を入社時及び定期的に行っています。

① マネロン・テロ資金供与防止対策に関する教育

② 取引時確認等の措置に関する教育

(9) 内部監査

当社では、マネロン・テロ資金供与防止態勢の確保のため、業務実施部署から独立した部署である内部監査部によるマネロン・テロ資金供与防止に係る自社の手続き及び適用法令等の遵守状況・有効性の監査を実施し、その結果を踏まえて、継続的に管理態勢の見直しを行っています。

以上

2021年9月13日
東京ハッシュ株式会社